平成２１年（フ）第９５３号
高知市朝倉西町２丁目16番12―103号
債務者　森岡　義弘
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９５９号
高知県吾川郡いの町3432番地１
債務者　鎌倉　八重
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１５３号
福岡県飯塚市相田75番地１
債務者　和智　昭浩
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１７５号
福岡県飯塚市菰田136番地１　市営菰田住宅２棟251号
債務者　下川美智代
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１９０号
福岡県飯塚市北古賀183番地３　リバーサイド中園Ｅ号
債務者　工畑　　修
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１１７９号
北九州市八幡東区日の出１丁目22番13号
債務者　堀口　泰秀
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２８５号
北九州市八幡西区東鳴水４丁目15番１―504号
債務者　駕田　栄二
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２８６号
福岡県遠賀郡芦屋町緑ヶ丘８番１―508号
債務者　今山　　創
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３１２号
北九州市戸畑区土取町12番５―103号
債務者　上田　昌已
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３１４号
北九州市門司区春日町32番18号
債務者　川原比登志
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２７号
福岡県田川郡福智町赤池305番地19
債務者　宮川　佳子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第１５５号
福岡県田川郡福智町上野2160番地
債務者　中野　美恵
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２１年（フ）第８２号
大分県日田市大字石井519番地１
債務者　中村千代美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第２７７号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折11832番地
債務者　田﨑　吉良
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第６３号
沖縄県石垣市字新川113番地　金城方北
債務者　宮里　吉信
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第６５号
沖縄県石垣市字平得538番地の５
債務者　宮良　典男
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第６６号
沖縄県石垣市字宮良928番地の３
債務者　池原ヨシ子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２１年（フ）第６７号
沖縄県石垣市字新川268番地の７
債務者　米盛　元美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
那覇地方裁判所石垣支部